

『沖縄女性史研究』（沖縄女性史研究会）

塩野雅代

一 特集 「祭祀（トートーメー）継承と女性」

沖縄女性史研究会では、一九九二年九月の沖縄における「第五回全国女性史研究交流の集い」に向けて会誌八号に、「沖縄の共同体と深く根ざした問題」（あとがき）として「トートーメー」問題を特集している。

八号の構成は以下のようである。

1 なぜトートーメー問題か

- (1) 沖縄史における外来宗教の影響（新里群子）
- (2) 位牌の起源と歴史（兼村美美子）
- (3) 廃藩置県とユカッチュの都落ち（平良ヤス子）
- (4) 土地整理と家産の形成（平安山香代子）
- (5) 沖縄の「家」と女性（仲地智）
- (6) 離島へのタブーの波及（佐藤百合子）
- (7) ユタの歴史の変遷（新里群子）
- (8) ユタ、巫女（イタク）その歴史の変容（目次頁では「ユタの変容とアンケートのまとめ」）（兼村美美子）
- (9) 高校生とトートーメー・アンケート調査より（伊志嶺雅子）

2 「伊江親方日記」に見る女性（小野まさ子・中野澄子）

3 米軍制下におけるメイドのたたかい（神山幸子）

4 土地はいのちの泉である（瀬長フミ）

資料 年表（新聞にみる女性関係記事）

このうち、本号の特集テーマである「なぜトートーメー問題か」の中から、いくつかの内容を紹介しておく。

「トートーメー」とは「位牌」のことを指す。しかし、一般には位牌に象徴される各家の先祖（あるいは門中の元祖）を祀る義務と権利、あるいはそれを継承する義務（権利）などを言う。この継承と遺産の相続とは一体になっており、その為には四つの禁があるとされる。

即ち、他系混入の禁、女子の位牌継承の禁、兄弟間重複祭祀の禁、長男以外を嫡子とする禁である。

これらの事例は沖縄の外の者や研究者にとっては、「門中」という父系親族集団における、相続や位牌祭祀継承の在り方のひとつの事例でしかないのかも知れない。

しかし、この「トートーメー」の施行には「家の女」としての主婦に大きな責任が期待される反面、後継者が男子に限られ、女子はいっさい排除されるという制約は、沖縄の人々の家族生活や遺産の相続に大きな影を落している。

一九八〇年一月に『琉球新報』が「うちなー女男」（沖縄の女・男）の問題として、これを取り上げた時の反響の大きさ——一月四日の問題提起から、読者の電話・投書を混じえ「トートーメー」の連載は四〇回に及び、沖縄婦人団体協も取り組んだ——や、それに呼応するように出された沖縄弁護士会の「見解」（「トートーメー」と男系相続問題に関する見解」一九八〇・二・一四）は、現在なおこれが、いろいろな人権問題を引き起こしていることを如実に知らせている。

しかし、このような先祖祭祀の継承やその基盤となる強固な門中は（他の島嶼を含む）沖縄全体に広く、見られる組織ではなく、又、先祖祭祀の在り方は沖縄に古く——例えば古代からとか——から行われていたことではない。これらに関して地元沖縄の女性達が、身の回りに起っている出来事の中から「トートーメー」問題を自分達にとっての「負の遺産」として受けとめ、その成立についての歴史的背景、現状を探ろうとするのがこの特集なのである。

(1)から(4)はその成立の歴史的背景を探ろうとする。

(1)の「外来宗教の影響」では、琉球王朝代々の宗教政策を取り上げ、儒教が現代にいたる人々の祖先崇拜の観念を作りあげることと寄与してきたこと。(2)において、家意識の定着の起源として

は、琉球政府が行った一七世紀後半の「系図座」の創設に伴う系図の書き上げ政策がある。しかし、それらは当初は士族層への策であった。それが農村部への浸透する直接的な契機は一八世紀後半の「位牌検め」にあるのではないかと指摘する。

(3)では明治維新後、禄の道を断たれた下級の士族（ユカッチュ）が田舎に下り、身に付けていた易の知識で「売卜」を行い、あるいは「片手に鍬を握り、片手に……中国製の知識や思想をかざして」村での指導者の立場に立ち「儒教的な祖先崇拜の観念、中国的な相続の在り方などを広めるために大きな役割を果たしていたことが記される。これらは本誌が初めて「トートーメー」観念の浸透を具体的な歴史的要因として明らかにしようとしたものである。

トートーメー継承について、もうひとつの大きな問題点として、これに強く関与しているユタ（巫女）の存在がある。(7)から(9)はこのユタについての考察である。

ユタによると、例えば、家に不幸があると、それは「トートーメー」の祀り方が悪いからであるとされ、女の子が生まれていない家で自分の位牌を娘に祀らせようとするればタタリがあると告げられる。今なお家庭内トラブルの、強力な助言者として、沖縄の社会ではユタの言葉は絶対的な力を発揮する。それらを頼るのは家族の中で不安定な立場に置かれている女達である。

先の『琉球新報』の特集に於いてもこの問題を訴える読者が多く、これが「トートーメー」問題における主要な位置を占めている。

ることを知ることができる。

(8)はユタと「トートローメー」との現状を高校生六九二名へのアンケートにより知ろうとするものである。ここでの立脚点は「トートローメーは女でも継げる」ということ、ユタへの人々の依存には反対する、という立場に立っていることである。

結果としては「女でも継げる」と答えたのは半数の五〇・一％であり、ユタの言うことは当ると六三％は信じており、都市部以外では今なお一六％の高校生がユタを尋ねて(！)いる。まさに「沖縄の宗教が全体としては衰退し、崩壊する傾向にある中で、それとは対照的にユタだけは根強く存続して」(リーブラ・W『沖縄の宗教と社会』一九七四年)いることが知らされる結果になってしまっている。この問題はやはり、沖縄女性史研究会にとっても、読者である我々にとっても、このような現状を認識することからしか、解決への近道はないのではなからうか。

二 『沖縄女性史研究』

八号以外の号についても紹介しておきたい。発行年と「特集」は以下のようである。

創刊号	
二号	「沖縄戦を生きぬいて」 一九七五年 一月
三号	「私たちがみたイザイホウ」 一九七八年 六月
四号	「復帰一〇年―私たちはいま―」 一九八〇年 八月
五号	「ユタ・女性・戦争」 一九八二年 五月
	一九八三年 八月

六号 「沖縄戦―それから四〇年―」 一九八五年 二月

七号 一九八八年 二月

八号 「祭祀(トートローメー)継承と女性」 一九九二年 八月

一号を「ハヂチ(入墨)」特集、七号を「沖縄戦・体験記」と仮に名付けると、これらの会誌が何を取り上げて来たかが判かる。

沖縄の女性の民俗に関わるものと現代史即ち、沖縄県が体験した第二次大戦とそれに続く米国による占領下の時代に関わるものである。特に沖縄戦の体験記は二号、五号、六号、七号に何らかの形で載せられている。日本の国内で唯一の地上戦を経験し戦死者十数万を数えたこの重たい歴史について、女達はいくら語っても語りつくせない故であろう。

二号「逃がれ逃がれて」七号「酷・戦争で全てを失う」は昭和二〇年三月の米軍上陸の地上戦で、幼児や生後間もない赤ん坊(後者は逃避行中出産した)を含む家族全てを殺されている。

二号はさらに、夫が現地徴用になり、遺骨や遺品何ひとつ渡されることなく、戦死通告をされ、戦後三三年経て「ウワイズーコ」(三十三回忌の弔い上げ)をしなければならぬと言われた。

しかし現在でもまだ未収容の遺骨が山谷に放置されているような状況では、日本国政府は沖縄の人々に戦争責任を取ったとはいえない。だからそれが果たされるまで「生きている限りウワイズーコは終わらない」のだ、と題された手記が載せられている。

しかし、この『沖縄女性史研究』を体験記集と捉えたら、現在の女性史研究のレベルをきちんと評価していないことに繋がる。

沖縄女性史研究会は「女性史の側から女性の歩んできた歴史、私たちの先輩の歩んできた歴史を学習したい」と考えた人達が集まって一九七四年一月に発足、一号はガリ版刷りで出された。その際、北海道女性史研究会を参考としたという。

民間の女性達が集まって、自らの身の回りを見つめ、問題を発見し学習し、記録していく、いわゆる「女性史」研究会が、その成果を雑誌という型で何年頃から出し始めたのかという、その確かな資料は手元にはない。北海道女性史研究会（旭川市）の会誌一号は一九七二年七月に発行されている。この『北海道女性史研究』は——ちなみにこの会が同地方史研究協議会の指導の元に発足している。それ故か——『地方史研究』の女性版という色彩を帯びている。

それに対し『沖縄女性史研究』は各巻で「座談会」等を通じて歴史学者に学びながらも、女性史研究会独自の着想による記事や考察を載せている。このような悲惨な体験の手記を連載する一方、沖縄戦後史の資料として（「天の半分」ならぬ）沖縄の歴史の真半分を引き受けてきた女達の「歴史の証言」としての興味深い記述が見られる。その一つが二号「沖縄の戸籍」（神山幸子）である。

地上戦ですべてを灰にした沖縄県民はその戸籍（台帳）でさえも例外ではなかった。神山氏は一九六二年からUSCAR（琉球列島米琉球国民政府）に、その後琉球政府の法務局に勤めた経験から、戦後、米国支配下に在りながら沖縄県民の戸籍がまったく新しく作られる経過を記している。

それによると、昭和二十一年九月沖縄民政府のもとで臨時戸籍事務取扱要綱が出され、各自の申請によって初めて戸籍が作成されるという方式がとられた。その為、生きている人のみの記載であったりして不備なものであり、むしろこれは住民台帳のようなものであった。また一九五二年の「対日平和条約」以降の米軍統治下において、戸籍法成立のためには「沖縄県」という語さえ微妙に避けなければならなかったこと、などを我々は知ることができる。

神山氏は他にも「国際婦人の十年」（七号）などで沖縄↑日本↑世界（普遍的な女性）への視野をも含み込んだデータの報告をしている。

神山氏等が沖縄戦と米国占領下に生きた（あるいは記録した）世代であるとなると、この研究会に今、若い世代が育っている。八号「伊江親方日記に見る女性」がそれである。琉球王国の最高行政担当官であった伊江親方朝雄の日記（一七八四―一八一五）の中の家政関係の記事（△女性への呼称▽△門中祭祀の中の女性▽△子どもの誕生・産育・死▽など）が紹介されている。前章で既に紹介したように、この号は「トートローマー」特集である。「トートローマー」問題では、手探りでその歴史への接近であったかに見える沖縄女性史研究会の仲間が、その同じ号の中で、歴史史料を軽やかに駆使している。そのような文に、会の未来への息吹を感じ取ることができる気がする。

（都立小石川工業高等学校 民俗学・女性史）